各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (韓国産赤とうがらし及びその加工品)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号(最終改正:平成26年1月16日付け食安輸発0116第4号)により通知したところです。

今般、韓国政府において残留農薬に係る対策が図られ、生鮮赤とうがらしの検査 命令免除輸出業者として登録する旨の連絡があったことから、登録IDが付与され、 韓国政府の登録輸出業者から輸出されているものについては、通常の監視体制に戻 すこととし、同通知の別表1の韓国の項中、

_						
	製品検査	条件	検査の項目	試験品	検査の方法	検査を受ける
	の対象食			採取の		ことを命ずる
	品等			方法		具体的理由
	赤とうが		ジフェノコ	別表 2	平成17年1月24日付け食	基準値(0.01p
	らし及び		ナゾール	の3に	安発第0124001号「食品	pm) を超える
	その加工			よるこ	に残留する農薬、飼料添	ジフェノコナ
	品(簡易			と。	加物又は動物用医薬品の	ゾールが検出
	な加工に				成分である物質の試験法	されるおそれ
	限る。)				について」によること。	があるため。

を

製品検査	条件	検査の項目	試験品	検査の方法	検査を受ける
の対象食			採取の		ことを命ずる
品等			方法		具体的理由
赤とうが	登録IDが付	ジフェノコ	別表 2	平成17年1月24日付け食	基準値(0.01p
らし及び	与され、韓	ナゾール	の3に	安発第0124001号「食品	pm) を超える
その加工	国政府の登		よるこ	に残留する農薬、飼料添	ジフェノコナ
品(簡易	録輸出業者		と。	加物又は動物用医薬品の	ゾールが検出
な加工に	から輸出さ			成分である物質の試験法	されるおそれ
限る。)	れたものを			について」によること。	があるため。
	<u>除く。</u>				

に改め、別添1の2を別紙1の2とおりとし、韓国産赤とうがらしの検査命令免除業者を別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

また、条件の項に示す輸出業者のID確認は、パッキングリストのREMARKSにある登録IDを、食品等輸入届出書の備考欄へ記載させることで行うので、輸入者に対しその旨を指導するとともに、モニタリング検査等の現場検査時には、カートンに貼付される別添の登録ID様式の確認を行うようお願いします。

別表1

最終改正:平成26年1月17日

対象国·地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	フグ	現場検査の結果、異種フグ が発見されたものに限る。	魚種鑑別	_	フグの種類の鑑別を行うこと。	有毒フグが混入しているおそれがあるため。
	すじこ		亜硝酸根	別表4によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品 添加物分析法について」によること。	成分規格(0.005g/kg)又は使用基準(残存量として0.0050g/kg)を超える亜硝酸根が検出されるおそれがあるため。
	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限 る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラト キシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ	米国産にあっては米国の項 によること。	アフラトキシン	別表3によること。 ただしイラン産設付きピスタ チオナッツについては、1コ ンテナ(20feet)を1ロットとし、 1ロットを8分割した後、各分 割の全ての容器包装から検 体を採取することとし、1分割 あたり5kg(可食部)採取した ものを検体(合計8検体)とす ること。(注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラト キシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
全輸出国	ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、 アーモンド、クルミ、チリペッパー、レッ ドペッパー、ナツメグ及びハトムギ		アフラトキシン	別表3によること。 ただし中国産ハトムギについては、1コンテナ(20feet)を1コットとし、1コットを分割した後、各分割の全ての容器包装がら検体を採取することとし、1分割あたり5kg採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラト キシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	ミックススパイス及びミックスナッツ	落花生、ピスタチオナッツ、 ブラジルナッツ、ジャイアント コーン、アーモンド、クルミ、 チリペッパー、レッドペッ パー、ナツメグ びハトムギ のいずれか又はその合計の 含有量が10%以上のものに 限る。	アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラト キシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	シアン化合物含有豆類		シアン化合物	別表2の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等 の規格基準」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
	キャッサバ及びその加工品 (でんぷんを除く。)		シアン化合物	別表2の3によること。	平成14年11月21日付け食基発第1121002号及び食 監発第1121002号別添「タピオカでん粉中のシアン 化合物試験法」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
	乾燥いちじく		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラト キシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが含有しているおそれがあるため。
	炭酸水素アンモニウム及びこれを含む食品	BROADTECH CHEMICAL INTERNATIONAL CO.,LTD.が製造した炭酸 水素アンモニウムに限る。	メラミン	別表2の2によること。	平成20年10月2日付け食安監発第1002003号「食品中のメラミンの試験法について」によること。	メラミンが使用されているおそれがあるため。

別表1						最終改正:平成26年1月17日
対象国·地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造 されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラ ルチーズ	別途指示するものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ゴルゴンゾーラチーズ (ソフト及びセミソフトタイプに限る。)	別途指示する製造者で製造 されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
イタリア	ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造 されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表2の4によること。	平成24年12月17日付け食安監発1217第3号別添 「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O111及び O157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。
	パセリ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが 検出されるおそれがあるため。
	くり及びその加工品(くりを30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれが あるため。
	とうもろこし(粉を含む。 甘味種を除く。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	エトキシキンにあっては油 ちょうされたものを除く。	フラゾリドン エトキシキン	別表2の4によること。	フラゾリドン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 エトキシキン: マ成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれ及び基準値 (0.01 ppm)を超えるエトキシキンが検出されるお それがあるため。
	とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		トリアゾホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。
	紅茶	別途指示する製造者で製造 されたものに限る。	ヘキサコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。
インド	ケツメイシ(エビスグサ(ロッカクソウ)の種子)及びその加工品 (ケツメイシを30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれが あるため。
	クミンの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		プロフェノホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロフェノホスが検出されるおそれがあるため。
	ひよこ豆		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラト キシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	ひよこ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		グリホサート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(2.0ppm)を超えるグリホサートが検出されるおそれがあるため。
					+	

						最終改正:平成26年1月17日
対象国·地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
インドネシア	生食用切り身まぐろ	別途指示する製造者で製造 されたものに限る。	サルモネラ属菌	別表2の4によること。	平成5年3月17日付け衛乳第54号別紙1の第3の1の (3)「サルモネラ属菌試験法」によること。	サルモネラ属菌で汚染されているおそれがあるため。
エクアドル	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		2, 4−D ジウロン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4-D及び基準値(0.02ppm)を超えるジウロンが検出されるおそれがあるため。
オーストラリア	綿実及びその加工品 (綿実を10%以上含有するものに限 る。)		アフラトキシン	(1) 容器包装に入れられたものについては、別表3によること。 (2) 本船にバルク形態で積載されたものについては、別表3に対からからものとおりとする。 ①ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15ヵ所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、人とする。(注2) ②サイロ又はハシケ(以下「サイプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部のイは、ア・部を搬入するサイロ等」という。)においては、ハッチの上部、中等のイでは、ハッチの上部、中等のイがでは、おいて適正な時間的目とは、とれぞれの任意の1サーで15回計10kg以上である。 ③コンテナにがルク形態で輸入される食力とは、各コンテナ最にが、下がら採取を行い、計15か所以上から非10kg以上を縮分して1kgとし、1検体とする。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	二枚貝(タスマニア島周辺の海域で採捕されたものに限る。)及びその加工品		麻痺性貝毒	別表2の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出される おそれがあるため。
オーストリア	西洋わさび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが 検出されるおそれがあるため。
オマーン	未成熟いんげん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		シロマジン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるシロマジンが検出されるおそれがあるため。
						1

別表 I				•		東於以正:平成26年1月17日
対象国·地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	ロブスター(大西洋沿岸で採取された もので、甲殻内の肝膵臓及び胃等を 含む可食内臓部位に限る。)及びその 加工品	別途指示する輸出業者から 輸出されたものであって、か つ別途示すカナダ政府が発 行したロブスター管理に係る 証明書が添付されているも のを除く。	麻痺性貝毒	別表2の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出される おそれがあるため。
	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
カナダ	いんげん豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		グリホサート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(2.0ppm)を超えるグリホサートが検出されるおそれがあるため。
	亜麻及びその加工品		安全性未審査の遺伝子組 換え亜麻 (FP967)	平成24年11月16日付け食 安発1116第4号「安全性未 審査の組換えDNA技術応 用食品の検査方法の一部 改正について」によること。	平成24年11月16日付け食安発1116第4号「安全性 未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法の一 部改正について」によること。	安全性未審査遺伝子組換え亜麻(FP967)が検出 されるおそれがあるため。
ガーナ	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		イミダクロプリド フェンバレレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるイミダクロプリド及び基準値(0.01ppm)を超えるフェンバレレートが検出されるおそれがあるため。
	豚肉	別途指示する処理場におい て処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検 出されるおそれがあるため。
	活鰻	別途示す韓国政府が発行したオキソリニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキソリニック酸	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキソリニック酸が検出 されるおそれがあるため。
	鰻及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		オフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	オフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
韓国	養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する登録養殖場、加工業者及び輸出業者であって、かつ別途示す韓国政府が発行したオキシテトラサイクリン及びエンロフロキサシンに係るのを除く(冷蔵ひらめ肉については、韓国政府の養殖ひらめ肉確認証明書の2枚1組で構成されていること)。	オキシテトラサイクリン エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが 検出されるおそれ及びエンロフロキサシンが残留 しているおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する養殖業者が出 荷した、活又は生鮮のもの (加熱加工用を除く。)	Kudoa septempunctata (クドア・セプテンプンクター タ)	別表2の8によること。	平成23年7月11日付け食安監発0711第1号「Kudoa seputempunctataの検査法について(暫定版)」によること。	1.0×10 ⁶ 個を超えるKudoa septempunctata 胞子 が検出されるおそれがあるため。

別表Ⅰ						東於以止:平成20年1月17日
対象国·地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	別途示す韓国政府が発行し た原産地証明書が添付され ているものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	別表2の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等 について」及び昭和56年5月19日付け環乳第37号 「下痢性貝毒の検査について」によること。	規制値(麻痺性貝毒:4MU/g、下痢性貝毒: 0.05MU/g)を超える貝毒が検出されるおそれがあ るため。
	生食用アカガイ	別途指示する製造者で処理 されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等 の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成 分規格に適合しないおそれがあるため。
	生食用タイラギガイ	別途指示する製造者で処理 されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等 の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成 分規格に適合しないおそれがあるため。
韓国	しじみ及びその加工品 (切り身、むき身に限る。)		エンドスルファン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.004ppm)を超えるエンドスルファンが検出されるおそれがあるため。
	ミニトマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出されたものを除く。	フルキンコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナゾールが 検出されるおそれがあるため。
	パブリカ(ジャンボピーマン)及びその 加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出されたものを除く。	クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
	赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	登録IDが付与され、韓国政府の登録輸出業者から輸出されたものを除く。	ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが 検出されるおそれがあるため。
北朝鮮	ハタハタ	加工品を除く。	鉛片の混入	_	全量について金属探知器による鉛片の混入の有無を確認すること。	鉛片が混入しているおそれがあるため。
1 <u>0</u> TO MA	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)		麻痺性貝毒	別表2の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等 について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出される おそれがあるため。
コートジボ	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		2, 4-D	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4-Dが検出される おそれがあるため。
スペイン	食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造 されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
X V V	アーモンド加工品 (アーモンドを30%以上含有するものに 限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
タイ	オオバコエンドロ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
. 1	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮おくらを除 く。	EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。

別表1						最終改正:平成26年1月17日
対象国·地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮マンゴー及 び製造者が製造したマン ゴー加工品(冷凍カットマン ゴーのびフリーズドライマン ゴーに限る。)であって、か つ別途示すタイ政府が発行 したクロルピリホスに係る証 明書が添付されているもの を除く。	クロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮マンゴー及 び製造者が製造したマン ゴー加工品(冷凍カットマン ゴー及びフリーズドライマン ゴーに限る。)を除く。	プロピコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	グリーンアスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮グリーンアス パラガスを除く。	EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるお それがあるため。
タイ	バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮バナナを除 く。	シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	マンゴスチン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮マンゴスチ ンを除く。	イマザリル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるイマザリルが検出されるおそれがあるため。
	コブミカンの葉及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		プロフェノホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロフェノホスが検出されるおそれがあるため。
	カミメボウキ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール フルシラゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるフルシラゾールが検出されるおそれがあるため。
	赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール トリアゾホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。
	豚肉	別途指示する処理場におい て処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
台湾	養殖鰻及びその加工品 (白焼き及び蒲焼きに限る。)	別途示す台湾行政院農業 委員会漁業署が発行した輸 出証明書が添付されている もの除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	鰻及び白焼き鰻: 平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品 中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によ ること。 蒲焼き鰻: 平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添2 の別紙「ウナギ蒲焼きの合成抗菌剤一斉分析法」に よること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるた め。

別表1						最終改止: 平成26年1月17日
対象国·地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
台湾	切り身のテラピア(イズミダイ) (スモーク品(薫製品)と称しているも のを含む。)	現場検査において、鮮紅色を呈することが確認されたものに限る。ただし、平成10年1月16日付け衛乳第6号及 で衛化第1号に基づき一酸 化炭素による処理をされていないと判断されたものを除く。	一酸化炭素	別表2の2によること。	平成25年4月4日付け食安監発0404第3号「鮮魚中の一酸化炭素の検査法について」によること。	一酸化炭素が使用されているおそれがあるため。
	にんじん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		メタミドホス アセフェート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるメタミドホス及び基準値(0.01ppm)を超えるアセフェートが検出されるおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油 脂、塩及び塩のみで調味したものを 除く。)	別途指示する製造者で製造 されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
タンザニア	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		イミダクロプリド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイミダクロプリドが検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品	別途指示する養殖場で養殖 又は加工場で加工されたも のであって、別途示す中国 政府が発行したオキソリニッ ク酸に係る証明書が添付さ れているものを除く。	オキソリニック酸	鰻については別表2の4によること。 加工品については別表2の 7及び平成19年8月8日付け 食安輸発第0808002号によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキソリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼きに限る。)	別途指示する養殖場で養殖 又は加工場で加工されたも のを除く。	スルファジミジン	鰻については別表2の4によ ること。 加工品については別表2の 7及び平成19年8月8日付け 食安輸発第0808002号によ ること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるた め。
中国	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		スルファメトキサゾール	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	スルファメトキサゾールが残留しているおそれがあ るため。
	鰻及びその加工品		マラカイトグリーン	鰻については別表2の4によること。 加工品については別表2の 7及び平成19年8月8日付け 食安輸発第0808002号によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等 の規格基準」によること。	マラカイトグリーンが残留しているおそれがあるため。
	えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルテトラサイクリン	別表2の7によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	クロルテトラサイクリンが残留しているおそれがある ため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	淡水産であることを示す中 国政府の証明書が添付され ているものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	麻痺性貝毒については別表 2の5に、下痢性貝毒につい ては別表2の6によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等 について」及び昭和56年5月19日付け環乳第37号 「下痢性貝毒の検査について」によること。	規制値(麻痺性貝毒: 4MU/g、下痢性貝毒: 0.05MU/g)を超える貝毒が検出されるおそれがあ るため。

別表1						最終改止: 平成26年1月17日
対象国·地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
		別途指示する製造者で処理 されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等 の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成 分規格に適合しないおそれがあるため。
	二枚貝(あさり、あげまきがい及びはまぐりに限る。) 及びその加工品		プロメトリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロメトリンが検出されるおそれがあるため。
	スッポン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがある ため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	加工品にあっては、別途指 示する加工企業のほうれん そう加工品に限る。	ディルドリン(アルドリンを含む) む) エンドリン クロルピリホス	別表2の3によること。	クロルビリホス: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン (アルドリンを含む) 及びエンドリン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等 の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する加工企業のほうれんそう加工品に限る。	ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン	別表2の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等 の規格基準」によること。	ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが 検出されるおそれがあるため。
中国	にんじん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		トリアジメノール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるトリアジメノールが検出 されるおそれがあるため。
	アスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		アメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアメトリンが検出される おそれがあるため。
	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジコホール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるジコホールが検出されるおそれがあるため。
	ホワイトペッパー及びその加工品 (ホワイトペッパーを30%以上含有する ものに限る。)	ミックススパイスにあっては 含有量が10%以上のものに 限る。	アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれが あるため。
	花椒(学名: Zanthoxylum bungeanum) 及びその加工品 (花椒を10%以上含有するものに限 る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	えだまめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが 検出されるおそれがあるため。
	ウーロン茶及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フィプロニル インドキサカルブ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.002ppm)を超えるフィブロニル及び基準値(0.01ppm)を超えるインドキサカルブが検出されるおそれがあるため。

別表1						最終改止:平成26年1月17日
対象国·地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	レイシ(ライチ)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフルベンズロン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるジフルベンズロンが検出されるおそれがあるため。
	ぜんまい及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		アセトクロール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアセトクロールが検出されるおそれがあるため。
中国	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者により 製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
	食品 (平成19年7月6日付け食安発第 0706002号(最終改正:平成24年9月 10日付け食安発0910第2号)に示すも の。)	別途指示する製造者により 製造されたものに限る。	放射線照射	別表2の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線 照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるた め。
デンマーク	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラ ルチーズ	別途指示するデンマーク政府による輸出用ナチュラルチーズの承認工場で製造されたものを除く。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
ニュージーラ ンド	グリーンアスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮グリーンアス パラガスを除く。	ジクロルボス及びナレド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるジクロルボス及びナレドが検出されるおそれがあるため。
パラグアイ	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		カルバリル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるカルバリルが検出されるおそれがあるため。
	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理 されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等 の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成 分規格に適合しないおそれがあるため。
	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	油ちょうされたものを除く。	エトキシキン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるエトキシキンが検出されるおそれがあるため。
フィリピン	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すフィリピン政府が発行したクロルビリホスに係る 証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出 業者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	クロルピリホス シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ及び基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	アスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮アスパラガ スを除く。	ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるジフェノコナゾールが 検出されるおそれがあるため。
	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮おくらを除 く。	テブフェノジド フルアジホップ メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるテブフェノジド、基準値(0.01ppm)を超えるフルアジホップ及び基準値(0.5ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。

対象国·地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
(11.17		リステリアに関する政府機関 の証明書が添付されている ものを除く。ただし、別途指 示するものを除く。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品 中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラ ルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O103	別表2の4によること。	平成24年12月18日付け食安輸発1218第4号「腸管 出血性大腸菌0103の検査法について」によること。	腸管出血性大腸菌O103で汚染されているおそれ があるため。
		別途指示する製造者で製造 されたものに限る。 (平成25年3月14日付け食 安輸発0314第2号に示すも のを除く。)	腸管出血性大腸菌O26	別表2の4によること。	平成24年12月17日付け食安監発1217第3号別添 「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O111及び O157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれ があるため。
	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造 されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラ ルチーズを主要原料とする食品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
米国	とうもろこし (粉を含む。 甘味種を除く。)		アフラトキシン	サンプリングを行う場合に	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキンンの試験法について」又は平成23年8月16日付け食安監発0816第7号「トウモロコシ中の総アフラトキシンの試験法について」に示す簡易測定装置を用いた試験法によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれが あるため。
	ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有する ものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれが あるため。
	食品 (平成19年7月6日付け食安発第 0706002号(最終改正:平成24年9月 10日付け食安発0910第2号)に示すも の。)	別途指示する製造者により 製造されたものに限る。	放射線照射	別表2の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線 照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるた め。

別表1						最終改正:平成26年1月17日
対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ベトナム	イカ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロラムフェニコール	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等 の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがある ため。
	えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロラムフェニコール フラゾリドン エンロフロキサシン	別表2の4によること。	クロラムフェニコール、フラグリドン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 エンロフロキサシン: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロラムフェニコール、フラゾリドン及びエンロフロ キサシンが残留しているおそれがあるため。
	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	油ちょうされたものを除く。	エトキシキン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるエトキシキンが検出されるおそれがあるため。
	水産食品 (無加熱で摂取されるもの又は国内に おいて十分な加熱(70℃1分又はこれ と同等以上)を経た上で販売されるこ とが確認できないものに限る。)	別途指示する業者が製造又 は輸出したものに限る。	赤痢菌	別表2の5によること。	平成14年1月9日付け事務連絡「赤痢菌の試験法について」によること。	赤痢菌で汚染されているおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造 されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
ベネズエラ	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		2, 4-D	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4-Dが検出されるおそれがあるため。
ボリビア	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ハロキシホップ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるハロキシホップが検出されるおそれがあるため。
ミャンマー	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		イミダクロプリド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイミダクロプリドが検出されるおそれがあるため。
	アボカド及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		アセフェート メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアセフェート及び基準値(0.01ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
	未成熟いんげん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フロニカミド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフロニカミドが検出されるおそれがあるため。
	スターフルーツ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フルジオキソニル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルジオキソニルが検出されるおそれがあるため。
モロッコ	セイヨウニンジンボク(学名: Vitex agnus-castus)の果実及びその加工 品(セイヨウニンジンボクの果実を30%		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれが あるため。

以上含有するものに限る。) (注1)当該国以外から輸出されたものを含む。

⁽注2)各検体についてアフラトキシンの検査を実施し、1検体でも陽性の検体が認められたロットについては、全量、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。

検査命令免除食品等

- (1)カナダ産ロブスター及びその加工品 (麻痺性貝毒) 以下のURLに掲載される輸出者から輸出されたもの。
 - ・Canadian Food Inspection Agencyホームページ http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/fispoi/export/coupaye.shtml
- (2)韓国産豚肉 (スルファジミジン) 別表 1 8 に掲げる処理場
- (3)韓国産養殖ひらめ及びその加工品(オキシテトラサイクリン、エンロフロキサシン)

別表19で示した登録養殖場で養殖され、かつ登録輸出業者から輸出されたもの。

養殖加工ひらめについては、別表19で示した登録養殖場で養殖されたひらめを登録加工場で加工し、かつ登録輸出業者から輸出されたもの。

ただし、以下の4養殖場については、エンロフロキサシンに係る検査命令 を免除しない。

- ①先進水産 (登録番号: K-F-JN-307)
- ②一子水産 (登録番号: K-F-JN-379)
- ③孝賢水産 (登録番号: K-F-JN-382)
- ④廣林水産 (登録番号: K-F-C J-6 4 9)
- (4)韓国産ミニトマト (フルキンコナゾール) 別表 20 に掲げる登録輸出業者であって登録 IDが付与されているもの。
- (5)韓国産パプリカ (クロルピリホス) 別表 2 1 に掲げる登録輸出業者であって登録 I Dが付与されているもの。
- (6) タイ産生鮮おくら (EPN) 別表 23 に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (7) タイ産生鮮マンゴー (クロルピリホス、プロピコナゾール) 別表 2 4 に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (8) タイ産冷凍カットマンゴー(クロルピリホス、プロピコナゾール) 別表 2 5 に掲げる製造者から製造したもの。
- (9) タイ産フリーズドライマンゴー(クロルピリホス、プロピコナゾール) 別表 2 6 に掲げる製造者から製造したもの。
- (10) タイ産生鮮グリーンアスパラガス (EPN) 別表 27 に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (11) タイ産生鮮バナナ (シペルメトリン) 別表 2 8 に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (12) タイ産生鮮マンゴスチン (イマザリル) 別表 2 9 に掲げる輸出業者から輸出されたもの。

(13)台湾産豚肉 (スルファジミジン)

平成4年5月1日付け衛乳第101号、平成4年10月12日付け衛乳第178号、平成5年3月17日付け衛乳第56号、平成6年2月7日付け衛乳第12号、平成7年2月7日付け衛乳第17号及び平成8年5月15日付け衛乳第96号の別添に掲げられた処理場で処理されたもの。

(14) 中国産養殖鰻及びその加工品(オキソリニック酸、スルファジミジン) ①養殖活鰻

別表30に掲げる養殖場で養殖されたもの。

②養殖鰻加工品

別表31に掲げる養殖場で養殖された鰻であり、かつ同表に掲げる加工場で加工されたもの。

ただし、同表に関わらず、下記の加工場については、スルファジミジンに係る検査命令を免除しない。

加工場名: CHANGLE JUQUAN FOODS CO., LTD.

住 所: LIYUSHAN HESHAN TOWN, CHANGLE CITY, FUJIAN CHINA

(15) デンマーク産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ (リステリア 菌)

別表32に掲げる製造者

- (16)ニュージーランド産生鮮アスパラガス(ジクロルボス及びナレド) 別表33に掲げる輸出業者から輸出された生鮮アスパラガスに限る。
- (17)フィリピン産マンゴー (クロルピリホス、シペルメトリン) 別表34に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (18)フィリピン産生鮮アスパラガス(ジフェノコナゾール) 別表35に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (19)フィリピン産生鮮おくら(テブフェノジド、フルアジホップ、メタミドホス) 別表36に掲げる輸出業者から輸出されたもの。
- (20) 韓国産赤とうがらし(ジフェノコナゾール) 別表37に掲げる登録輸出業者であって登録IDが付与されているもの。

最終改正日:平成26年1月17日

韓国産赤とうがらし(ジフェノコナゾール)検査命令免除業者

番号 (輸出者ID)	業者の名称	業者の住所	
03	(株)光全貿易 Gwangjeon Trade Company Inc.	#105, Seogang Apt Store, 16, Eomaemaeul-gil 17beon-gil, Buk-gu, Gwangju	
05	寶羅貿易 BORA TRADING COMPANY	#1009, 291, Haeundaehaebyeon-ro, Haeundae-gu, Busan	
06	(株)慶南貿易 Gyeong Nam Trading Inc.	224–153, Haean-daero, Masanhappo-gu, Changwon-si, Gyeongsangnam-do	
07	德禮営農組合 Deokrye Agricultural association	275, Deungjeongdeongnye-gil, Sanpo-myeon, Naju-si, Jeollanam-do	

登録 ID 様式



- ① ステッカーの規格:横 10.5 センチ×縦 3.5 センチ
- ② ステッカーの付着又は印刷: 従来と同様、包装箱の側面に付着又は印刷
- ③ 輸出者 ID: 安全性管理優秀企業を対象に審査し、大韓民国政府が与える輸出者 ID
- ④ 生産履歴 CODE : 大韓民国から輸出される商品に対する生産履歴を追跡することがで

きるように管理する生産者 CODE である。

- CODE 構成内訳 : 登録年度 - 品目番号※ - 生産地域 - 生産農家

※唐辛子:04